

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文 部 科 学 省
初等中等教育局特別支援教育課
総合教育政策局生涯学習推進課
高等教育局高等教育企画課

令和7年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」に係る
普及啓発の推進について（協力依頼）

平素より、発達障害者支援施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省から令和7年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」に係る普及啓発の推進に関する協力依頼がありました。

我が国の発達障害者支援については、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野による連携の下、様々な施策が実施されているところであり、平成19年12月には、国連総会において「世界自閉症啓発デー」に関する決議が採択され、各加盟国において、自閉症について、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取組を行うこと等が求められています。

また、同法においては、国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校・地域・家庭・職域その他様々な場を通じて、必要な広報その他啓発活動を行うものとされています。

これを踏まえ、我が国では、4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び同日から8日までの「発達障害啓発週間」を、社会全体で自閉症を含む発達障害の啓発に取り組む機会と捉え、厚生労働省を中心に普及啓発を推進してきたところです。

ついては、貴機関におかれましても、上記の趣旨をご理解いただき、自閉症を含む発達障害に関する国民への理解促進が図られるよう、下記の広報・啓発等に係る取組の実施にご協力くださいますようお願い申し上げますとともに、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等

に対し、各国公立大学法人、大学を設置する各地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する学校に対して本件に関する周知をお願いいたします。

なお、本件については、学校の負担軽減の観点からも、所管または所轄の学校等のうち、各特別支援学校等、必要と判断される学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

1 広報・啓発等に係る取組の実施

「世界自閉症啓発デー」（４月２日）及び「発達障害啓発週間」（同日から同月８日まで）に関する広報・啓発等に係る取組の実施（※１）にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、広報・啓発等については、各都道府県教育委員会等が中心となり、各学校、発達障害者支援センター、保健センター、ＮＰＯ法人等とともに取り組んでいただくなど、地域における教育・福祉・医療・保健・労働関係機関等が連携・協力することが望まれます。

（※１）下記２「【広報・啓発等の取組例】」参照

2 広報・啓発等に係る取組事例の公表

広報・啓発等の取組事例は、「世界自閉症啓発デー関連情報」として、以下ＷＥＢサイト（※２）上で公表予定であるため、各機関において、本件に係る広報・啓発等を実施する場合は、別紙「世界自閉症啓発デー2025 関連情報」に内容を記載の上、令和７年１月20日（月）までに（※３）本件担当（特別支援教育課：小山・土合）宛てにメール提出（宛先：hattatsu@mext.go.jp）くださいますようお願いいたします（該当なしの場合は提出不要です）。

（※２）「世界自閉症啓発デー日本実行委員会」：<https://www.worldautismawarenessday.jp/>

（※３）提出期限日後に実施を決定した取組がある場合は、決定時点で別紙をご提出ください。

【広報・啓発等の取組例】

- (1) 名所・旧跡のライトアップ（ブルー）等の実施
 - 名所・旧跡をブルーにライトアップ
 - 駅前の街路樹や商店街の店舗をブルーのイルミネーションで装飾
 - 県庁、市役所等の庁舎をブルーに装飾 等
- (2) テレビ、新聞、機関誌、広報誌又はインターネットなどを通じての広報・啓発
- (3) ポスター、リーフレット等の作成、配布
- (4) その他、関係団体等との協力による取組

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
支援総括係 小山・土合
ＴＥＬ：03-5253-4111（内線3199）
メール：hattatsu@mext.go.jp